(平成24年10月1日作成)

法 令 名	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
根拠条項	第8条第3項
許認可等の種類	建築物の耐震改修の計画の認定
法令の定め	第8条 1 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、 建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。 (後略) 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画 が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができ る。
審査基準	同法第8条第3項~第8項 同法施行規則第3条、第5条、第6条(別紙参照)
標準処理期間	総期間     60 日       経由機関     日       協議機関     日       処分機関     60 日
処分担当課	(総合)振興局建設管理部建設行政室建設指導課 振興局産業振興部建設指導課
申 請 先	同 上
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ (電話番号:011-204-5097) (総合)振興局建設管理部建設行政室建設指導課 振興局産業振興部建設指導課
備考	「所管行政庁」の定義は次のとおり。  【建築物の耐震改修の促進に関する法律 第2条 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区 の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。  http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsakijuntou.htm

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律

## 第8条

- 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。
  - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交 通大臣が定める基準に適合していること。
  - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築又は建築物の部分の増築(柱の径若しくはその壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)、改築(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を伴わないものに限る。)、大規模の修繕(同法第2条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の修繕をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事後 も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建 築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認め られるものであること。
    - ロ 工事の計画(2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画) に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並 びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。
  - 四 第1項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている耐火建築物(同法第2条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないことなることがやむを得ないと認められるものであること。
    - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないものと認められるものであること。
    - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
    - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令に定める防火上の基準に適合していること。
- 4 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第93条の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定 による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地 の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第3条第3項第三号および第 四号の規定 にかかわらず、同条第2項の規定を適用する。
  - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築純法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物等であって、 第3項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの。
  - 二 計画の認定に係る第3項第三号の建築物等建築物等

- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第四号の建築物については、建築基準法 第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定は、適用しない。
- 8 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条 第2項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第 6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管 行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則

(計画の記載事項)

第3条 法第8条第2項第五号の国土交通省令で定める事項は、建築物の建築面積及び耐震改修の 事業の実施証明とする。

(法第8条第3項第三号の国土交通省令で定める軽微な変更)

第5条 法第8条第3項第三号の国土交通省令で定める軽微な変更は、当該建築物又は建築物の部分の幅、奥 行き又は高さを増加させない形状の変更とする。

(法第8条第3号第四号の国土交通省令で定める防火上の基準)

- 第6条 法第8条第3項第四号口(1)の国土交通省令で定める防火上の基準は、次のとおりとする。
  - 一 工事の計画に係る柱、壁又ははりが建築基準法施行令第1条第五号に規定する準不燃材料で造られ、又 は覆われていること。
  - 二 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ た構造であること。
    - イ 建築基準法施行令第第3章第8節第2款に規定する荷重及び外力によって構造耐力上主要な部分(工事により新たに設けられた柱及び退職壁を除く。)
    - ロ イの構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期の応力度を建築基準法施行令第82条第二号の表の長期 に生ずる力の項に掲げる式によって計算すること。ただし、構造耐力上主要な部分のうち模様替を行う 柱又ははりについては、当該模様替が行われる前のものとして、同項に掲げる式により、当該模様替 が行われる前の当該柱又ははりの断面に生ずる長期の応力度を計算すること。
    - ハ ロによって計算した長期の応力度が、建築基準法施行令第3章第8節第3款の規定による長期に生ずる力 に対する許容応力度を超えないことを確かめること。
- 2 法第8条第3項第四号(2)の国土交通省令で定める防火上の基準は、工事の計画に係る耐震改修の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更とする。

(平成24年10月1日作成)

法 令 名	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
根 拠 条 項	第9条第1項
許認可等の種類	認定を受けた計画の変更の認定
法令の定め	第9条 1 計画の認定を受けた者は、当該計画の認定を受けた計画の変更をしようとする ときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
審查基準	同法第8条3項~8項、第9条第2項 同法施行規則第3条、第5条、第6条、第7条(別紙参照)
標準処理期間	総期間     60 日       経由機関     日       協議機関     日       処分機関     60 日
処分担当課	(総合)振興局建設管理部建設行政室建設指導課 振興局産業振興部建設指導課
申 請 先	同上
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ (電話番号:011-204-5097) (総合)振興局建設管理部建設行政室建設指導課 振興局産業振興部建設指導課
備考	「所管行政庁」の定義は次のとおり。  「建築物の耐震改修の促進に関する法律 第2条 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別 区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又 は特別区の区域については都道府県知事をいう。  http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsakijuntou.htm

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律

## 第8条

- 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。
  - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交 通大臣が定める基準に適合していること。
  - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築又は建築物の部分の増築(柱の径若しくはその壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)、改築(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を伴わないものに限る。)、大規模の修繕(同法第2条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の修繕をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事後 も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建 築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認め られるものであること。
    - ロ 工事の計画(2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画) に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並 びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。
  - 四 第1項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている耐火建築物(同法第2条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないことなることがやむを得ないと認められるものであること。
    - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないものと認められるものであること。
    - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
    - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令に定める防火上の基準に適合していること。
- 4 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第93条の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定 による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地 の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第3条第3項第三号および第 四号の規定 にかかわらず、同条第2項の規定を適用する。
  - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築純法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物等であって、 第3項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの。
  - 二 計画の認定に係る第3項第三号の建築物等建築物等

- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第四号の建築物については、建築基準法 第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定は、適用しない。
- 8 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条 第2項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第 6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管 行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。
- 第9条 計画の認定を受けた者(第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該 計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管 行政庁の認定を受けなければならない。
- 1 前条の規定は、前項の場合について準用する。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則

(計画の記載事項)

第3条 法第8条第2項第五号の国土交通省令で定める事項は、建築物の建築面積及び耐震改修の 事業の実施証明とする。

(法第8条第3項第三号の国土交通省令で定める軽微な変更)

第5条 法第8条第3項第三号の国土交通省令で定める軽微な変更は、当該建築物又は建築物の部分の幅、奥 行き又は高さを増加させない形状の変更とする。

(法第8条第3号第四号の国土交通省令で定める防火上の基準)

- 第6条 法第8条第3項第四号口(1)の国土交通省令で定める防火上の基準は、次のとおりとする。
  - 一 工事の計画に係る柱、壁又ははりが建築基準法施行令第1条第五号に規定する準不燃材料で造られ、又 は覆われていること。
  - 二 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。
    - イ 建築基準法施行令第第3章第8節第2款に規定する荷重及び外力によって構造耐力上主要な部分(工事により新たに設けられた柱及び退職壁を除く。)
    - ロ イの構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期の応力度を建築基準法施行令第82条第二号の表の長期 に生ずる力の項に掲げる式によって計算すること。ただし、構造耐力上主要な部分のうち模様替を行う 柱又ははりについては、当該模様替が行われる前のものとして、同項に掲げる式により、当該模様替 が行われる前の当該柱又ははりの断面に生ずる長期の応力度を計算すること。
    - ハ ロによって計算した長期の応力度が、建築基準法施行令第3章第8節第3款の規定による長期に生ずる力 に対する許容応力度を超えないことを確かめること。
- 2 法第8条第3項第四号(2)の国土交通省令で定める防火上の基準は、工事の計画に係る耐震改修 の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更とする。

(法第九条第一項 の国土交通省令で定める軽微な変更)

第7条 法第九条第一項 の国土交通省令で定める軽微な変更は、計画の認定を受けた計画に係る耐震改修の 事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。